

農業委員会定例会 2月

1. 開催日時 令和7年2月20日 午後1時30分～

2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室

3. 欠席委員 1番委員、7番委員

4. 議事日程

(1) 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（知事処分）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）

議案第4号 非農地証明願承認について

議案第5号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

議案第6号 農用地利用集積等促進計画の決定について

5. その他

6. 会議の概要

事務局長	ただいまから定例会を開催したいと思います。 議事につきましては、会長に進行をお願いします。
議長	会長あいさつ 本日の議事録署名人ですが、10番委員、11番委員をお願いします。 それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、 在住の 所有の 田 1,316 m ² について、 の が譲り受け、申請地では を 栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項 の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
職務代理	現場の方確認して参りました。 ということなんですけれども、これまで十分な管理ができておらずというところであったんですが、今回 の方で栽培されるということで、 については を規模拡大しておるということでございます。すでに見た感じ、客土されて綺麗に管理もされておりました。 が隣で、 されておりますんで、非常に詳しいと思うんで、もしよければ、助言をお願いしたいと思います。
3番委員	私が作ってる隣というようなことで、昨年夏場ですかね、 が、 、それからずっと管理ができてなかったというようなことで、もう退院はしたんですが、あと、継続してある体力もないというようなことで、あと作っていただく方を探しておったというようなことで、 の方へ話がいったようでございます。 これで先ほど の方から言われたように、かなり雑草で激しくなっておったんですが、今は、綺麗に管理されて、隣を作っておるものとしてもよかったなとは思っておるわけなんです。
議長	この件について意見はありますか。

委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	2番は、 在住の 所有の 畑 648 m² 畑 536 m² 畑 97 m² の計3筆1,281 m²について、 の が譲り受け、申請地では を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
5番委員	 ということで、それに伴いまして畑も一緒に買ってくださいということでございます特に問題はないと思ってます。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第2号（農地法第4条の規定による許可申請）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第2号は、 の 所有の 畑 77 m²

	畑 114 m² の計2筆 191 m²について として整備するための転用申請となっています。 は、に本申請地を取得し、畑として耕作を行っていました。今回、見通しが悪く、大型運搬車や大型バスが往来する際に支障が生じているため、 、として整備するものです。 転用に係る造成については、1.5m程度の切土を行い、そこにコンクリート擁壁を設置します。また、雨水については北東側用水路に排水する計画となっています。 申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
2 番委員	ですが、確かに一番見通しが悪いところです。 、にすることですが、問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第3号（農地法第5条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1 番は、在住の所有の 田 207 m² について の が、 、として利用するための転用申請となっております。 で、本申請地も売買契約を行うものです。 にあり、であるた

	め、本申請地を[]として利用することとなりました。しかしながら、[]が、[]おり、無断転用でありますので、始末書の提出も受けております。 転用に係る造成については、盛土切土は行わず、現状のまま使用します。 また、雨水については、ため枡を利用し、北側側溝へ排水します。 申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものではなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
8 番委員	現場を見てきましたが、ずっと前から[]がある状況です。(今回転用申請をするというこで) 問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第3号（農地法第5条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	2番は、[]在住の[]所有の [] 畑 831 m² について []の[]が、[]として利用するための転 用申請となっております。 計画地の選定にあたっては、[]が海岸沿いに位置し、津波が発生した際のリスクがあり、[]であり、地域の中心となる本申請地を適地としました。[]として活用することで、[] []と考えられます。 転用に係る造成については、駐車場部分はクラッシャーランを約30cmの厚みで敷設します。また、雨水については、自然流下により、汚水については、合併浄化槽を利用し、北側県道側溝へ排水します。

	申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものではなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
12番委員	はい、[REDACTED]の移転ということで、別に問題はありません。 [REDACTED]が今耕作してるんですが、その方たちにも承諾終えているみたいなので問題はないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第4号（（非農地証明願承認）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第4号は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の [REDACTED] 畑 147 m ² [REDACTED] 畑 37 m ² の計2筆 184 m ² について [REDACTED]、自然潰廃したため農地として普及するのが困難となったものです。山林化してかなりの年月が経過したため、非農地証明できるものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
4番委員	航空写真を見ても、おわかりのように、もう付近の山と一体となっておりまして、行こうと思ってもいけませんでした。なので非農地証明承認の方でお願いします。
議長	この件について意見はありますか。

事務局	補足として、[REDACTED]がありまして、その所有者の方が購入されているようです。(航空写真にある) [REDACTED]なんですが、既に山林も含めて大部分購入されて、今後開拓していくようです。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第5号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番から3番について、4番委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。 【4番委員退席】
議長	それでは、一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の [REDACTED] 田 279 m² 2番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の [REDACTED] 畑 283 m² 3番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の [REDACTED] 田 303 m² について [REDACTED]が、1番と2番は引き続き、3番は新たに借り受けるものです。 申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は5年間の使用貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。

議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 【4番委員着席】
議長	4番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。 次に、議案第5号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	4番は、 在住 所有の 田 601 m² について の が、新たに借り受けるものです。 申請地では、 を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。 本貸借について、業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
4番委員	すでに は3年ほど前から の栽培はしてまして、私の畑の横なんですけど、丁寧に栽培して管理もされていますので大丈夫かと思われます。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第5号（農用地利用集積計画（利用権設定））の5番と6番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	5番は、 在住の 所有の 田 371 m²

	6 番は、 在住の 所有の 田 724 m² について の が、5 番は新たに、6 番は引き続き借り受けるものです。 申請地では、5 番は 、6 番は を栽培する計画で、期間は5 番は5 年間、6 番は10 年間の賃貸借となっています。 本貸借について、業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
5 番委員	5 番の畑なんですけどこちらはもう耕作放棄地やったのを が を栽培するということで今、耕起をしている状態です。 6 番の方はもう前から、 が、 を栽培されてます更新なんで、こちらも特に問題ないかと思ってます。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第 5 号（農用地利用集積計画（利用権設定））の 7 番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	7 番は、 在住の 所有の 畑 414 m² 畑 459 m² の計 2 筆 873 m²について の が、新たに借り受けるものです。 申請地では、 を栽培する計画で、期間は20 年間の使用貸借となっています。 本貸借について、業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
5 番委員	こちらの畑 2 枚とも耕作放棄地になってかなり年数経っておったので、雑木が大分生えとったんですけども、[REDACTED]と、仲間内で開墾をしていくというふうに聞いてます。もうすでに着手の方もされてます。そのあと[REDACTED]を植えるというふうに聞いてますんで、問題ないかなと思ってます。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第 5 号（農用地利用集積計画（利用権設定））の 8 番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	8 番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の [REDACTED] 畑 2,152 m² [REDACTED] 畑 2,196 m² [REDACTED] 畑 711 m² [REDACTED] 畑 5,952 m² の計 4 筆 11,011 m²について （公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である[REDACTED]の[REDACTED]に貸し付けるものです。 申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は 6 年間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理	■■■■■については、ここ更新いうことですが、■■■■■がまだ植えたすぐみたいな感じで植えられておりました。 それから ■■■■■、この2つは ■■■■■が植えられておりまして、きちんと管理されております。 一番下の ■■■■■、これ昔、■■■■■を作った広い土地なんですけれども、一番奥のところでございますが、しっかりと管理されておるのかなと思います。問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第5号（農用地利用集積計画（利用権設定））の9番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	9番は、■■■■■在住の■■■■■所有の ■■■■■ 田 469 m² について （公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である ■■■■■ の ■■■■■ に貸し付けるものです。 申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の使用貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
職務代理	これはこの施設はですね ■■■■■ なんですけど、これまで ■■■■■ が栽培をされたところです。確認しましたら、今現在 ■■■■■ の伏せ込みしておりまして、きちんと管理されております。
議長	この件について意見はありますか。

委員一同	審議する
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第5号（農用地利用集積計画（利用権設定））の10番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	10番は、 在住の 所有の 畑 634 m² 畑 538 m² の計2筆1,172 m²について （公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である の に貸し付けるものです。 申請地では、 を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
6番委員	現場を見てきたんですけども、今すでにもう が植わったような状態でした。問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第5号（農用地利用集積計画（利用権設定））の11番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	11番は、 在住の 所有の

	畑 1,007 m² について (公財) 香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である の に貸し付けるものです。申請地では、 を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
10番委員	現地見てきたんですが が綺麗に草刈して、置いてくれていますのですぐに、 できると思います。水も通ってるところなので、問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第6号（農用地利用集積等促進計画）の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案の前に、農用地利用集積等促進計画について説明します。 従来の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法により規定された農地の貸し借りとなっています。今回の農用地利用集積等促進計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定された農地の貸し借りとなります。以前より周知しておりました、来年度の4月からは農地機構を通した貸借になるというのは、こちらの促進計画のことを指しています。その他の違いとして、農用地利用集積計画は町が認可・公告する形でしたが、促進計画につきましては、県が認可・公告する形となります。農業委員会としては、従来通りの審議で構いませんが、あくまでの意見聴取という形となります。また、促進計画は地域計画の達成に資するかどうかを審議する形となります。それでは1番の説明を行います。

	1 番は、 在住の 所有の 田 798 m² について (公財) 香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である の に貸し付けるものです。 申請地では、 を栽培する計画で、期間は 10 年間の使用貸借となっています。 本貸借について、地域計画の達成に資するものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
職務代理	新規の農地機構を介する形にしての継続ということですが、単純にですね、内容的には、 、ずっとこれまでも栽培されておりましてそれを継続するということでございますので、問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第 6 号（農用地利用集積等促進計画）の 2 番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	2 番は、 在住の 所有の 田 978 m² について (公財) 香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である の に貸し付けるものです。 申請地では、 を栽培する計画で、期間は 10 年間の使用貸借となっています。 本貸借について、地域計画の達成に資するものと判断しています。

議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
職務代理	これも同じなんですけど、[]で[]栽培をこれまでしておりますのを継続してやるということでございます。全く問題ないと思っております。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第6号（農用地利用集積等促進計画）の3番について、3番委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。 【3番委員退席】
議長	それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	3番は、[]在住の[]所有の [] 田 681 m² について （公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である[]の[]に貸し付けるものです。 申請地では、[]を栽培する計画で、期間は10年間の使用貸借となっています。 本貸借について、地域計画の達成に資するものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
職務代理	地図を見ると[]が[]で、その隣[]は[]を栽培しております。その左隣の[]が先ほど最初に出ました[]のところになりますけれども、[]ずっとしっかり栽培をさせていただいておりますので、全くもって問題ないと思います。

議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
	【3番委員着席】
議長	3番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。 次に、議案第6号（農用地利用集積等促進計画）の4番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	4番は、 在住の 所有の 田 672 m ² について （公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である の に貸し付けるものです。 申請地では、 を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。 本貸借について、地域計画の達成に資するものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
職務代理	現場確認しますと、綺麗に耕してですね、これから を定植するために、定植位置を決めたポールを立てたような状態で今現在おります。 ちょっとよくわからないんですけども、そういうことで栽培の準備をされておるとお思いますので、大丈夫だと思います。
議長	 で、 を退職されて、今ボチボチと へかかっております。この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。

議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第6号（農用地利用集積等促進計画）の5番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	5番は、■■■■在住の岡本安司さん所有の ■■■■畑 549 m² について （公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■の■■■■に貸し付けるものです。 申請地では、■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。 本貸借について、地域計画の達成に資するものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
職務代理	■■■■は前から■■■■の、ここを借りて■■■■栽培しております。隣の畑で、■■■■しておりますけど、きちんと管理されておることは、常に確認しております。大丈夫だと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第6号（農用地利用集積等促進計画）の6番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	6番は、■■■■在住の■■■■所有の ■■■■畑 946 m² について （公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■の■■■■に貸し付けるものです。 申請地では、■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の使用貸借となっています。

	本貸借について、地域計画の達成に資するものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
職務代理	これも■■■■がこれまでもここ■■■■があるんですけども、その中で■■■を栽培しております。（農地機構を介しての）継続ということで、問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第6号（農用地利用集積等促進計画）の7番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	7番は、■■■在住の■■■■■所有の ■■■■田 651 m ² について （公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■の■■■■に貸し付けるものです。 申請地では、■■■を栽培する計画で、期間は10年間の使用貸借となっています。 本貸借について、地域計画の達成に資するものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
3番委員	これ継続というようなことであろうかと思います。毎年綺麗に管理しておりますので、結構かと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。

議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第6号（農用地利用集積等促進計画）の8番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	8番は、■■■■在住の■■■■■所有の■■■■■田 504 m² について （公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■■の■■■■■に貸し付けるものです。 申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の使用貸借となっています。 本貸借について、地域計画の達成に資するものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
3番委員	これもずっと継続で■■■■■をしております。別に問題はございません。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第6号（農用地利用集積等促進計画）の9番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	9番は、■■■■■在住の■■■■■所有の■■■■■田 402 m² について （公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■■の■■■■■に貸し付けるものです。 申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の使用貸借となっています。 本貸借について、地域計画の達成に資するものと判断しています。

議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
3 番委員	この件につきましては、場所といたしましては[REDACTED]から少し降りたところの場所でございます、大変急傾斜で、作りにくいところですが、作ってくれるということでありがたいと思っております。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第 6 号（農用地利用集積等促進計画）の 10 番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	10 番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の [REDACTED] 田 294 m ² [REDACTED] 田 138 m ² [REDACTED] 田 186 m ² の計 3 筆 618 m ² について （公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である[REDACTED]の[REDACTED]に貸し付けるものです。 申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は 10 年間の賃貸借となっております。 本貸借について、地域計画の達成に資するものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
5 番委員	こちら畑が細かく 3 筆分かれておりますけど実際のところはもう 1 枚の畑に[REDACTED]が植わっておるような状況です。長年、[REDACTED]が管理されておりますんで、特にこちらも問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。

委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第6号（農用地利用集積等促進計画）の11番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	11番は、 在住の 所有の 畑 1,256 m ² について （公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である の に貸し付けるものです。 申請地では、 を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。 本貸借について、地域計画の達成に資するものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
6番委員	更新ですので問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第6号（農用地利用集積等促進計画）の12番と13番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	12番は、 在住の 所有の 畑 713 m ² 13番は、 在住の 所有の 畑 2,216 m ² 畑 31 m ² の計2筆2,247 m ² について

	(公財) 香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である[]の[]に貸し付けるものです。 申請地では、[]を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。 本貸借について、地域計画の達成に資するものと判断しています。									
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。									
6 番委員	はいきちんと管理もしてますし、更新なので問題ないと思います。									
議長	この件について意見はありますか。									
委員一同	審議する。									
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第6号（農用地利用集積等促進計画）の14番について、事務局から説明をお願いします。									
事務局	14番は、[]在住の[]所有の <table><tr><td>[]</td><td>田</td><td>61 m²</td></tr><tr><td>[]</td><td>田</td><td>258 m²</td></tr><tr><td>[]</td><td>田</td><td>806 m²</td></tr></table> の計3筆1,125 m²について (公財) 香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である[]の[]に貸し付けるものです。 申請地では、[]を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。 本貸借について地域計画の達成に資するものと判断しています。	[]	田	61 m ²	[]	田	258 m ²	[]	田	806 m ²
[]	田	61 m ²								
[]	田	258 m ²								
[]	田	806 m ²								
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。									
6 番委員	先日見てきたんですけど、[]がもともと植わっている形を引き継い									

	だという感じです。管理もちゃんとできてますので問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第6号（農用地利用集積等促進計画）の15番から17番について、私の関係する案件になりますので議長を一時、職務代理にお預けして退席させていただきます。藤本職務代理よろしくお願いします。 【議長退席】
職務代理	議長の案件の審議となりますので一時議長を務めさせていただきます。よろしくお願いします。 それでは、本件について、一括して事務局から説明をお願いします
事務局	15番は、 在住の 所有の 畑 240 m² 16番は、 在住の 所有の 畑 216 m² 17番は、 在住の 所有の 畑 1,324 m² 畑 803 m² 畑 193 m² 畑 1,615 m² の計4筆3,935 m²について （公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である の に貸し付けるものです。 申請地では、 を栽培する計画で、期間はすべて10年間の使用貸借となっています。 本貸借について、地域計画の達成に資するものと判断しています。

職務代理	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
6 番委員	きちんと管理もされていますし、継続なので問題ないと思います。
職務代理	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
職務代理	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
	【議長着席】
職務代理	議長、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。 議長の方を秋長会長にお返しします。
議長	次に、議案第 6 号（農用地利用集積等促進計画）の 1 8 番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1 8 番は、 在住の 所有の 田 433 m² 田 474 m² の計 2 筆 907 m²について （公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である の に貸し付けるものです。 申請地では、 を栽培する計画で、期間は 10 年間の使用貸借となっています。 本貸借について、地域計画の達成に資するものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
1 0 番委員	現場見てきましたけれども、 、綺麗に管理しておりました。問題ありません。

議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。【ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。】 次に、議案第6号（農用地利用集積等促進計画）の19番と20番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	19番は、 在住の 所有の 畑 280 m² 20番は、 在住の 所有の 畑 778 m² について （公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である の に貸し付けるものです。 申請地では、 を栽培する計画で、期間は10年間の使用貸借となっています。 本貸借について、地域計画の達成に資するものと判断しています。
議長	地元は私でございまして確認に参りましたが、 が を栽培して、問題ないと思います。1ヶ所は、墓のすぐ隣前でございます。もう1ヶ所警察の官舎のすぐ横でございまして、管理を十分されておりました。 それでは何か皆さん方、ご意見ございましたらお願いいたします。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 議案の審議はこれで終わりましたので、いったん定例会を閉会します。 それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。
職務代理	ご審議ありがとうございました。 寒波の方も今週、いっぱい、3連休のところまであるようでございますけ

れども。

テレビなんか見てたら、豪雪地帯のことを考えるとまだましかなと思いま
すがとはいえ、厳しい寒さがまだまだ続きますので、お金妥当お気をつけ
ていただけたらと思います。

これで定例会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉 会 午後 時 分

議 長 会長

議事録署名人 10番

議事録署名人 11番

--	--